

# 番号制度に関する

不定期連載  
第3回



執筆: 地方公共団体情報システム機構  
番号移行サポートセンター

本稿では、番号制度導入にあたり、番号移行サポートセンターによく寄せられる問い合わせ、全ての市町村に知っていただきたい事項をQ&A形式でご紹介します。  
今月号のテーマは、個人番号カードに関する事項です。

## 1 個人番号カードについて

**問1** 個人番号カードの交付申請はいつから行えるのか。

**答1** 交付申請は番号法<sup>※1</sup>施行日<sup>※2</sup>以降、機構から送付する番号通知書類<sup>※3</sup>を受け取った住民から行えるようになります。

**解説** 番号通知書類に同封されている個人番号カード交付申請書を使用して交付申請を行います。

**問2** 個人番号カードにはどのような機能が搭載されるのか。

**答2** 基本機能として搭載されるアプリケーション (AP) は以下のとおりです。

①券面事項確認 AP

個人番号カード券面記載事項を画像として格納し、対面における本人確認に利用します。

②公的個人認証 AP

署名用電子証明書<sup>※4</sup> (文書を伴う電子

申請等において、文書が改ざんされていないことの確認等に利用する)、利用者用電子証明書<sup>※5</sup> (マイナポータルログイン等において、利用者本人であることの認証に利用する) を格納します。

③券面事項入力補助 AP

個人番号及び4情報等を格納し、テキストデータとして読み出して利用します。

④住基 AP (住民基本台帳ネットワークシステム用)

住民票コードを格納し、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認に利用します。

**解説** ①~④の他に、市町村において条例利用アプリケーションを搭載して多目的利用を行うことが可能です。

**問3** 外国人住民に交付する個人番号カードは多言語対応されるのか。

**答3** 券面の記載事項、ICチップの記録事項ともに、氏名 (アルファベット) を除いて

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)。  
※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令 (平成二十七年四月三日政令第百七十一号) において、平成二十七年十月五日と定められている。  
※3 通知カード、個人番号カード交付申請書、説明資料等、発送時に同封する書類をまとめて表す際の名称。  
※4 十五歳未満及び成年被後見人には発行されない。その他の住民についても交付申請時に発行しないことを選択できる。  
※5 交付申請時に発行しないことを選択できる。

## 番号制度に関する Q&A

すべて日本語になります。なお、生年月日については西暦表示となります。

### 2 個人番号カードの交付申請

**問4** 個人番号カードの交付申請から交付までの基本的な流れを教えてください。

- 答4** ①個人番号カードの交付を希望する住民が、個人番号カード交付申請書を機構に送付します。
- ②機構から市町村に発行済みの個人番号カード等を送付します。
- ③機構から発行済みの個人番号カード等が届いたら、統合端末<sup>※6</sup>を使用して交付前設定を行い、個人番号カード交付通知書を住民に送付します。
- ④住民が来庁したら、統合端末を使用して交付処理を行います。

**問5** 交付申請時に本人確認を行い、交付の際には来庁を求めないという運用は可能か。

- 答5** 可能です。その場合の交付申請から交付までの基本的な流れは以下のとおりとなります。
- ①本人確認を行った上で個人番号カード交付申請書を受け付けます。この時、個人番号カードに設定する暗証番号を記入した暗証番号設定依頼書をあわせて受け付けて保管します。
- ②交付申請書を取りまとめて機構に送付します。
- ③機構から市町村に発行済みの個人番号カード等を送付します。

※6 住民基本台帳ネットワークシステムのCS端末の機能と公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能を統合した端末。CS（コミュニケーション・サーバ）に接続する端末はすべて統合端末になる。

※7 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年十一月二十日内閣府・総務省令第八十五号）。

- ④機構から発行済みの個人番号カード等が届いたら、統合端末を使用して交付前設定を行った後、①で保管した暗証番号設定依頼書を使用して交付処理を行います。
- ⑤交付済みの個人番号カードを本人限定受取郵便等により送付します。

**問6** 個人番号カード交付申請書が市町村の窓口へ提出された場合はどのように対応すればよいのか。

- 答6** 機構に交付申請書を郵送するように案内してください。市町村において取りまとめの上で機構に郵送していただくことも可能です。

**問7** 個人番号カードの交付を申請したいが交付申請書を失くしたとの申出があった場合はどのように対応すればよいのか。

- 答7** 統合端末を使用して交付申請書を印刷し、交付してください。

**問8** 個人番号カードの再交付申請が必要となるのはどのような場合か。

- 答8** 個人番号カードの紛失、焼失、著しい損傷又は機能が損なわれたことにより再交付を求める場合に必要となります。なお、個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が3ヵ月未満となった場合又は追記欄の余白がなくなった場合等は、有効期間内の交付となります。

**解説** 番号法総務省令<sup>※7</sup>第二十八号に個人番号カードの再交付の申請等、同第二十九条に個人番号カードの有効期間内の交付の申

請等がそれぞれ規定されています。

### 3 個人番号カードの交付

**問9** 個人番号カードの交付はどのようにして行うのか。

**答9** 統合端末を使用して交付処理を行い、必要な暗証番号を設定することにより個人番号カードが有効になります。

**問10** 個人番号カードの交付可能な時間帯に制限はあるか。

**答10** 個人番号カードの交付は平日8時～19時、土日休日8時～17時に実施可能です。ただし、毎月第三土曜日とそれに続く日曜日の2日間は定期メンテナンスを実施することとしており、該当日は交付を行うことができません。

**解説** 個人番号カードの交付を行う際には、機構のカード管理システム<sup>※8</sup>が稼働している必要があります。

**問11** 個人番号カードに設定する暗証番号は何種類あるのか。

**答11** 署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書、券面事項入力補助AP、住基APそれぞれに設定が必要なため、全部で4種類になります。

**解説** 券面事項確認APについては、個人番号カード券面に記載されている項目による照合番号を使用して格納されている情報を読み出すため、暗証番号の設定はありません。

**問12** 複数の暗証番号を覚えておくことは難しいが、負荷の軽減策は講じられているか。

**答12** 署名用電子証明書の暗証番号は6～16桁の英数字、利用者証明用電子証明書、券面事項入力補助AP、住基APの暗証番号は4桁の数字となります。数字4桁の暗証番号三つは希望により同一のものとすることができます。

**解説** 三つの暗証番号を同一とするかどうかは交付処理における暗証番号設定時に選択することができます。また、暗証番号変更を行う際に同一設定と個別設定を変更することができます。

**問13** 個人番号カードを交付する際、通知カードを回収する必要はあるのか。

**答13** 個人番号カードの交付を行う際には、通知カードの返納を受ける必要があります。

**解説** 番号法第七条第七項に個人番号カードの交付を受けようとする場合は通知カードを返納しなければならない旨が規定されています。

### 4 個人番号カードの運用

**問14** 個人番号カードと住民基本台帳カードを両方持つことはできるのか。

**答14** できません。住民基本台帳カードの交付を受けている場合、個人番号カードの交付を行う前までに該当の住民基本台帳カードを廃止する必要があります。

**問15** 個人番号カードでも住民基本台帳カードと同様に転入届の特例を行うのか。

**答15** お見込みのとおりです。転出する世帯の中に1人でも個人番号カード又は住民基本台帳カードの交付を受けている方がいる場

※8 個人番号カードに関する交付申請状況や運用状況等の各種情報を管理するためのシステム。

## 番号制度に関するQ&A

合は、CSに転出証明書情報を登録します。

**解説** 住基法<sup>※9</sup>第二十四条の二（住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例）の見出し及び条文中の「住民基本台帳カード」が番号法第四号施行日から「個人番号カード」に改められます。

**問16** 他市町村に転出をした場合でも、転入後は引き続き個人番号カードを使用できるのか。

**答16** 転入後90日以内に統合端末を使用して個人番号カードの継続利用処理を行い、券面の追記欄に変更事項を記載することにより、引き続き使用することが可能です。なお、住所が変わることにより署名用電子証明書が失効しますので、必要に応じて再発行を行います。

**解説** 番号法施行令第十四条第三号に、個人番号カードが失効する場合として最初の転入届をした日から90日以内に個人番号カードを提出しなかったときが挙げられています。

**問17** 異動により4情報に変更があった場合、個人番号カードに対してどのような処理が必要となるのか。

**答17** 以下の処理が必要となります。

- ①ICチップ内に記録されている情報の更新
- ②個人番号カード券面の追記欄への変更事項の記載
- ③必要に応じて署名用電子証明書の再発行

**問18** 住民票コードの変更申請があった場合、個人番号が変更されなければ個人番号カードは引き続き使用できるのか。

**答18** できません。住民票コードの変更により個人番号カードが失効するため、改めて個

人番号カードの交付申請を行う必要があります。

**解説** 番号法施行令<sup>※10</sup>第十四条第七号に、個人番号カードが失効する場合として住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたときが挙げられています。

**問19** 個人番号カードの交付を受けている住民が国外に転出する場合、個人番号カードに対してどのような処理が必要となるのか。

**答19** 該当の個人番号カードを廃止した上で、国外への転出により返納を受けた旨を表示して還付します。

**解説** 番号法総務省令第三十二条に国外転出者に対する個人番号カードの還付が規定されています。

**問20** 外国人住民の在留期間の更新または変更があった場合、個人番号カードに対してどのような処理が必要となるのか。

**答20** 個人番号カードの有効期間変更申請を受けて、統合端末を使用して有効期間の変更処理を行います。

**問21** 個人番号カードに関する住民からの問い合わせはどこで受けるのか。

**答21** 個人番号カードコールセンター（仮称）を平成27年10月に開設して、住民からの問い合わせや紛失・盗難の届出に対応する予定です。

※9 住民基本台帳法（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）。

※10 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年三月三十一日政令第百五十五号）。